

主催及び共催の名義使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟開港150周年記念事業に資すると認められる事業の主催及び共催の名義使用（以下「主催等の名義使用」という）に関して必要な事項を定めるものとする。

(主催等の定義)

第2条 主催の名義使用とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するため名義使用を認めることをいい、名義上の主催者は実行委員会となり、事業実施者は申請者であることをいう。

2 共催の名義使用とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するため名義使用を認めることをいい、主催者は申請者であることをいう。

(承諾の基準)

第3条 主催等の名義使用の承諾は、事業の目的及び内容が、次の各号に掲げる承諾基準に該当する場合に行うものとする。

(1) 申請者の承諾基準

- ア 法人格のある団体
- イ 任意団体
- ウ その他会長が適当と認めるもの

(2) 事業目的及び内容の承諾基準

- ア 実行委員会の主催及び共催事業としてテーマや趣旨が妥当であること
- イ 特定の宗教や政治のための活動と認められる事業でないこと
- ウ 公序良俗に反する事業でないこと

(3) 責任の所在による承認基準

- ア 全ての法令を遵守するものであること
- イ 法的及び社会的責任並びに損害賠償等は申請者が負うこと
- ウ 事業の実施に関する運営及び経費の負担は申請者が負うこと

(4) その他の承諾基準

- ア 申請者は事業計画を明確にし、事業の遂行を確約すること
- イ 行事の開催、開設等の場所には、公衆衛生、公害防止等について十分な設備及び措置を講じること
- ウ 過去に主催等の名義使用をしたものについては、承諾の条件が遵守されているものであること

(主催等の名義使用の申請)

第4条 主催等の名義使用を受けようとする者は、あらかじめ別紙様式第1号による申請書を提出し、その承諾を受けなければならない。

(承諾の通知)

第5条 主催等の名義使用を承諾する場合には、当該申請者に対し別紙様式第2号による承諾書を交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第6条 申請者は、主催等の名義使用の承諾を受けた後に事業の中止又は事業内容等に変更があった場合には、速やかにその旨及び内容を別紙様式第3号により届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第7条 申請者は、主催等の名義使用の承認を受けた事業が終了した場合は、速やかに別紙様式第4号による事業実施報告書を提出しなければならない。

(主催等の名義使用の取消し)

第8条 事業の実施にあたり、第3条に掲げる要件を具備しなくなったと認めるとき、その他不適當な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、主催等の名義使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。